

「絹かわなす」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「絹かわなす 商標登録第5327866号」に係る商標（以下「本件商標」という。）の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(本件商標の商標出願に係る適用範囲)

第2条 本件商標を適用する商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務は31「なす」を指定する。

(使用の申請)

第3条 本件商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「絹かわなす」商標使用許可申請書（別記様式第1号）に本件商標を使用しようとする商品の見本を添えて、組合長に提出し、あらかじめ許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

② 前項の場合において、申請者は、商品の見本を提出することができないときは、見本の提出に代えて、本件商標を使用する商品を確認することができる写真等を提出することができる。

(使用申請の免除)

第4条 西条市農業協同組合が出荷した青果物「絹かわなす」を商標の使用目的に沿って量販店等の店頭で青果物として販売する場合（インターネット販売は除く。）は、使用の申請を免除する。ただし、西条市農業協同組合が出荷した青果物と確認するために、使用申請を求めることがある。

(使用の許可)

第5条 組合長は、第3条及び前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、申請者に対し「絹かわなす」商標使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

② 組合長は、前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第6条 本件商標の使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

② 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第7条 組合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって、商品の品質の誤認又は他者の業務に係る商品との混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 本件商標、西条市農業協同組合又は「絹かわなす」のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 字体など、その表現が本件商標と認められないとき。（漢字・カタカナへの変更不可）
- (4) 宗教的行事、政治活動等に使用するとき。
- (5) その他本件商標の使用が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し)

第8条 組合長は、第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱またはこの要綱に基づく基準に違反したとき。
- (2) 使用者が第5条第2項使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

② 組合長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

③ 組合長は、使用の許可を取り消す場合は（別記様式第6号。以下「使用許可取り消し」という。）を通知するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 組合長は、本件商標の使用の許可に当たり取得した申請者の個人情報を、西条市農業協同組合個人情報取扱規程 規37000に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第10条 本件商標の使用料は、無料とする。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、第3条の許可を受けた事項（商品）以外の目的に本件商標を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(商品の公開)

第12条 組合長は、本件商標の使用状況を広く周知するために、使用を許可した商品を西条市農業協同組合ホームページ等において公開することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

「絹かわなす」の商標使用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「絹かわなす」の商標使用に関する要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、本件商標（要綱第1条に規定する本件商標をいう。以下同じ。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の商標出願に係る適用範囲)

第2条 本件商標を適用する商標出願に係る商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務は31「なす」を指定する。

(使用申請および使用許可)

第3条 要綱第3条第1項の規定により、本件商標の使用許可を受けようとする者は、「絹かわなす」商標使用許可申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を組合長に提出しなければならない。

② 組合長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、「絹かわなす」商標使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）または「絹かわなす」商標使用不許可書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(申請書の添付資料)

第4条 申請書には、本件商標を使用しようとする商品の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条第2項の使用許可書の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品の使用、宣伝または広告に際して、本件商標のイメージを損なわないこと。
「絹」は漢字、「かわなす」はひらがなとし、部分的に漢字やカタカナへ変更しないこと。
- (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに組合長に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、組合長に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、組合長に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 組合長から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- (7) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により組合長に損害を与えた場合、これによって生じた損害を組合長に賠償すること。
- (8) 業界での製造基準及び表示義務を満たすものであること。

(使用許可の変更)

第6条 使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、「絹かわなす」商標使用許可変更申請書（別記様式第4号）に使用許可書および変更後の見本を添えて組合長に提出し、改めて変更後の使用許可書の交付を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可取消しの申請)

第7条 使用者は、本件商標を使用する必要がなくなったときは、「絹かわなす」商標使用許可取消し届（別記様式第5号）に、使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて組合長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

(附 則)

この基準は、平成22年8月1日から施行する。

別記

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

西条市農業協同組合

代表理事組合長 久門 忠夫 殿

申請者 住所

氏名

印

(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

「絹かわなす」商標使用許可申請書

下記のとおり商標を使用したく、裏面許可条件を遵守いたしますので、許可されるよう申請します。

記

使用目的		
使用商品等		
使用商品数	(単位)	
青果物の仕入先 住所・会社名等	①	申請者の仕入れ先
	②	①の業者の仕入れ先
	③	②の業者の仕入れ先
青果物の仕入数	箱・kg	
使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日	
その他	担当者氏名	
	電話番号	
	F a x	
	Eメール	

使用する商品の見本(写真等)を必ず添付すること。

仕入先は西条市農協から申請者までに関係するすべての市場・会社名を記入すること。

(申請書裏面)

「絹かわなす」の商標の使用に係る許可条件

- 1 商品の使用、宣伝または広告に際して、本件商標のイメージを損なわないこと。
「絹」は漢字、「かわなす」はひらがなとし、部分的に漢字やカタカナへ変更しないこと。
- 2 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- 3 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに組合長に連絡すること。
- 4 第三者との係争、審判、訴訟等について、組合長に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 5 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、組合長に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 6 組合長から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- 7 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により組合長に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 8 本件商標の使用許可を受けた事項を変更する場合は、「絹かわなす」商標使用許可変更申請書（別記様式第4号）を組合長に提出すること。
- 9 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「絹かわなす」商標使用許可取消し届（別記様式第5号）を添えて組合長に提出すること。
- 10 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 11 業界での製造基準及び表示義務を満たすものであること。
- 12 その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

様式第2号(第3条関係)

「絹かわなす」商標使用許可書

No.

使用者の住所 および氏名	
使用目的	
使用商品等	
使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
承認番号	
備 考	
許可条件 裏面記載の許可条件を遵守すること。	

上記のとおり「絹かわなす」の商標の使用を許可します。

平成 年 月 日

西条市農業協同組合
代表理事組合長 久門 忠夫 印

(許可書裏面)

「絹かわなす」の商標の使用に係る許可条件

- 1 商品の使用、宣伝または広告に際して、本件商標のイメージを損なわないこと。
「絹」は漢字、「かわなす」はひらがなとし、部分的に漢字やカタカナへ変更しないこと。
- 2 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- 3 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに組合長に連絡すること。
- 4 第三者との係争、審判、訴訟等について、組合長に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 5 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、組合長に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 6 組合長から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- 7 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により組合長に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 8 本件商標の使用許可を受けた事項を変更する場合は、「絹かわなす」商標使用許可変更申請書（別記様式第4号）を組合長に提出すること。
- 9 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「絹かわなす」商標使用許可取消し届（別記様式第5号）を添えて組合長に提出すること。
- 10 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 11 業界での製造基準及び表示義務を満たすものであること。
- 12 その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

様

西条市農業協同組合
代表理事組合長 久門 忠夫

「絹かわなす」商標使用不許可書

平成 年 月 日付けで申請のありました「絹かわなす」商標使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、西条市農業協同組合代表理事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日を経過すると、異議申立てができなくなります。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

西条市農業協同組合
代表理事組合長 久門 忠夫 殿

申請者 住所

氏名

㊞

(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

「絹かわなす」商標使用許可変更申請書

下記のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使用許可承認番号	
使用許可商品	
変更する事項	
変更の理由	
備 考	

変更許可および変更後の見本(写真等)を必ず添付すること。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

西条市農業協同組合
代表理事組合長 久門 忠夫 殿

申請者 住所

氏名

㊞

(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

「絹かわなす」商標使用許可取り消し届

下記の理由により、本件商標を使用しないので、届け出ます。

記

使用許可承認番号	
使用許可商品	
届け出の理由	
備 考	

年 月 日

様

西条市農業協同組合
代表理事組合長 久門 忠夫

「絹かわなす」商標使用許可取り消し通知

平成 年 月 日付けで交付した「絹かわなす」商標使用許可書については、
下記の理由により使用許可を取り消すこととしましたので通知します。

記

取り消しの理由

備考

- 1 この取り消し通知があったことを知った日より速やかに商標の使用を中止して下さい。
- 2 この取り消しに不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、西条市農業協同組合代表理事に対して異議申立てをすることができます。
- 3 この通知があったことを知った日の翌日から起算して30日を経過すると、異議申立てができなくなります。